第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会

令和6年度臨時総会



令 和 7 年 3月 書面開催

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会 令和6年度臨時総会 次第

開催方法:書面開催

1 審議事項

- (1) 第1号議案 令和7年度事業計画(案)について
- (2) 第2号議案 令和7年度収支予算(案) について

2 報告事項

(1) 第13回常任委員会における決定事項

3 その他

審議事項

令和6年度臨時総会 第1号議案

令和7年度事業計画(案)

1 主な事業概要

- (1) 大会運営ボランティア募集要項の策定に関すること。
- (2) 開・閉会式等輸送基本計画の策定に関すること。
- (3) 配宿実施方針の策定に関すること。
- (4) 式典基本計画の策定に関すること。
- (5) 警備・消防業務実施計画等の策定に関すること。
- (6) 国スポ競技会会期に関すること。
- (7) 競技役員等養成事業に関すること。
- (8) その他開催準備に関すること。

2 会議の開催

(1) 総会

第9回総会

日時:令和7年8~9月

(2) 常任委員会

第14回常任委員会

日時:令和7年9月

第15回常任委員会

必要に応じて開催

- (3) 専門委員会
 - ア 第15回総務企画専門委員会

日時:令和7年7月

第16回総務企画専門委員会

必要に応じて開催

イ 第9回競技運営専門委員会

日時:令和7年6月

第10回競技運営委員会

必要に応じて開催

ウ 第10回広報・県民運動専門委員会

日時:令和7年6月

第 11 回広報・県民運動専門委員会

必要に応じて開催

エ 第5回宿泊・衛生専門委員会

日時:令和7年11月

第6回宿泊・衛生専門員会 必要に応じて開催

オ 第4回輸送・交通専門委員会

日時:令和7年12月

カ 第4回式典・会場専門委員会

日時:令和7年7月

第5回式典·会場専門委員会

必要に応じて開催

キ 第2回警備・消防専門委員会

日時:令和7年12月

ク 第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会

日時:令和7年6月

第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会

必要に応じて開催

(4) 県外競技会運営委員会※

第1回県外競技会運営委員会

日時:令和8年1月

(5) 推進委員会**

第1回募金·企業協賛推進委員会

必要に応じて開催

※県外競技会運営委員会及び推進委員会については、第82回国民スポーツ大会・第 27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則変更後、設置予定。(会則変更については別途審議予定)

3 その他

- (1) 先催県の開催準備状況に係る情報収集
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会及び関係機関・団体との連絡調整

令和6年度臨時総会 第2号議案

令和7年度収支予算(案)

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の令和7年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位:千円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備考
負担金	85, 036	32, 495	52, 541	長野県負担金
合 計	85, 036	32, 495	52, 541	

2 支出の部

(単位:千円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備考
事業費	69, 670	22, 258	47, 412	総会・常任委員会・専 門委員会の開催経費、 広報費等
事務局費	15, 366	10, 237	5, 129	事務局運営費
合 計	85, 036	32, 495	52, 541	

令和7年度収支予算(案)内訳

1 収入の部

科目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	増減 (A-B)	備考
負担金	85, 036	32, 495	52, 541	長野県負担金
合 計	85, 036	32, 495	52, 541	

2 支出の部

科目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	増減 (A-B)	備考
1 事業費	69, 670	22, 258	47, 412	
(1)会議開催運営費	3, 612	3, 357	255	総会・常任委員会・専門委員 会・担当者会議等
(2)競技役員等養成事業	25, 322	13, 400	11, 922	
(3)広報費	16, 536	5, 501	11, 035	大会広報用動画制作委託、花いっぱい運動試験栽培経費等
(4)JSPO・スポ庁 総合視察費	306	0	306	
(5)各種計画等にかかる 調査・委託費	15, 388	0	15, 388	配宿準備業務委託、開·閉会 式会場等整備基本計画作成業 務委託等
(6)募金·企業協賛推 進費	1,061	0	1,061	募金リーフレット作成等
(7) JAPAN GAM ESマーク旗作成費	915	0	915	
(8)全障スポ準備業務	6, 530	0	6, 530	情報支援ボランティア養成事 業委託、バリアフリー調査等
2 事務局費	15, 366	10, 237	5, 129	
(1)旅費	11, 546	6, 533	5, 013	関係機関との連絡調整、大会 視察等
(2)運営費	3, 820	3, 704	116	事務用品購入・リース料等
合計	85, 036	32, 495	52, 541	

報告事項

第13回常任委員会における決定事項

第13回常任委員会において次の事項を決定したことから、第82回国民スポーツ 大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第12条第8項の規定 により報告する。

1 第 13 回常任委員会(令和 7 年 2 月 12 日 11:00~)

- (1) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会規程の改正(案)について
- (2) 第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更(案)について
- (3) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム 実施基本方針 (案) について
- (4) 第82回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場 地市町村第3次選定(案)について
- (5) 第82回国民スポーツ大会 自衛隊協力要請基本方針(案)について
- (6) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災 基本方針(案)について

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会 専門委員会規程の改正について

1 長野県準備委員会専門委員会規程

- (1) 改正の趣旨 全国障害者スポーツ大会専門委員会の設置に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 改正の内容 別紙1、2のとおり
- (3) 施行日 第13回常任委員会の議決日

別紙 1

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会専門委員会規程 新旧対照表

	改正後		改正前			
第1~6条 別表(第2条	[略] 関係)		第1~6条 訓表(第 2条 Ⅰ			
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項	
総務企画 専門委員会	(略)	(略)	総務企画 専門委員会	(略)	(略)	
(全国障害	1~3 (略) 4 デモンストレー ションスポーツの実施 競技、競技会場地市町 村及び競技施設の選定 に関すること。 5 (略)	(略)		1~3 (略) 4 デモンストレー ションスポーツ <u>及び</u> <u>オープン競技</u> の実施競 技、競技会場地市町村 及び競技施設の選定に 関すること。 5 (略)	(略)	
広報・県民 運動専門委 員会	(略)	(略)	広報・県民 運動専門委 員会	(略)	(略)	
宿泊・衛生 専門委員会	(略)	(略)	宿泊・衛生 専門委員会	(略)	(略)	
輸送・交通 専門委員会	(略)	(略)	輸送・交通 専門委員会	(略)	(略)	
式典·会場 専門委員会	(略)	(略)	式典・会場 専門委員会	(略)	(略)	
警備・消防 専門委員会	(略)	(略)	警備・消防 専門委員会	(略)	(略)	
	<u>すること。</u> 2 オープン競技の実施	大会の競技に関すること。				

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会専門委員会規程 改正案

(趣旨)

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

- 第2条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。 (役員)
- 第3条 委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長及び副委員長は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県 準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くこと ができる。

(部会)

- **第5条** 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。
- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

- この規程は、平成29年12月20日から施行する。
- この規程は、平成30年11月9日から施行する。
- この規程は、令和2年12月18日から施行する。
- この規程は、令和4年5月31日から施行する。
- この規程は、令和5年2月8日から施行する。

この規程は、令和5年5月31日から施行する。

この規程は、令和6年7月26日から施行する。

この規程は、令和7年2月12日から施行する。

別表(第2条関係)

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画	1 総合的な計画の立案に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。
専門委員会	2 競技会場地市町村及び競技施設の選	2 文化プログラムに関すること。
	定に関すること(デモンストレーショ	3 他の専門委員会に属さない事項に関するこ
	ンスポーツ及びオープン競技を除	ا کی
	<) 。	- 0
	3 総合開・閉会式会場の選定に関する	
	4 県及び競技会場地市町村の業務分	
	担・経費負担方針に関すること。	
	5 競技施設の整備計画に関すること。	
	6 他の専門委員会に属さない重要な事	
	項に関すること。	
競技運営	1 競技運営等基本的事項に関するこ	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。
専門委員会	と。	2 大会実施競技に関すること。
(全国障害	。 2 競技運営に係る計画の立案に関する	3 競技役員等の養成及び編成に関すること。
<u>ベエロドロ</u> 者スポーツ	こと。	4 競技用具整備の推進に関すること。
大会を除		5 競技記録に関すること。
<u>スムと </u> く)	4 デモンストレーションスポーツ 及び	6 リハーサル大会に関すること。
\ <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	オープン競技の実施競技、競技会場地	7 その他競技運営に関すること。
	市町村及び競技施設の選定に関するこ	「この個別以連合に関すること。
	E.	
	こ。 5 その他競技運営に係る重要な事項に	
	関すること。	
広報・県民	1 広報の基本的事項に関すること。	1 広報及び啓発の実施に関すること。
運動専門委	2 県民運動の基本的事項に関するこ	2 県民運動の推進に関すること。
員会	- 「	3 愛称・スローガン、マスコット等に関する
	3 その他広報及び県民運動に係る重要	ر المراقع المر المراقع المراقع المراق
	な事項に関すること。	4 報道機関との調整に関すること。
		5 記録映像及び記録写真に関すること。
		6 その他広報及び県民運動に関すること。
宿泊·衛生	1 宿泊の基本的事項に関すること。	1 宿泊業務に関すること。
専門委員会	2 医事・衛生の基本的事項に関するこ	2 標準献立及び食品調達に関すること。
	٤.	3 医療救護及び防疫に関すること。
	3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重	4 食品衛生及び環境衛生に関すること。
	要な事項に関すること。	5 その他宿泊及び医事・衛生に関すること。
輸送•交通	1 輸送及び交通の基本的事項に関する	1 全国輸送に関すること。
専門委員会		2 開・閉会式等の輸送に関すること。
	2 その他輸送及び交通に係る重要な事	3 競技会場地の輸送に関すること。
	項に関すること。	4 その他輸送及び交通に関すること。
式典·会場	1 式典及び開・閉会式等の会場の基本	1 開・閉会式等の企画及び運営に関するこ

専門委員会	的事項に関すること。	と。
	2 その他式典に係る重要な事項に関す	2 式典音楽に関すること。
	ること。	3 式典演技に関すること。
		4 大会旗・炬火リレーに関すること。
		5 開・閉会式等の会場の管理に関すること。
		6 その他式典に関すること。
警備・消防	1 警備及び消防防災の基本的事項に関	1 警備及び消防防災に係る計画の推進に関す
専門委員会	すること。	ること。
	2 その他警備及び消防防災に係る重要	2 その他警備及び消防防災に係る事項の推進
	な事項に関すること。	に関すること。
全国障害者	1 全国障害者スポーツ大会の基本的事	1 全国障害者スポーツ大会の競技に関する
<u>スポーツ大</u>	<u>項に関すること。</u>	<u>こと。</u>
会専門委員	2 オープン競技の実施競技及び会場地	2 その他全国障害者スポーツ大会に関する
会	市町村の選定に関すること。	こと(他の専門委員会の委任事項は除
	3 その他全国障害者スポーツ大会に係	<u><)。</u>
	<u>る重要な事項に関すること。</u>	

第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更について

第82回国民スポーツ大会の競技会開催予定施設を、次のとおり変更する。

競技・種目	種別	市町村	開催予定施設		
現 汉・ 俚日	作里方门	111m1 火刀	変更前	変更後	
スポーツクライミング	全種別	大町市	大町市運動公園特設スポーツクライミング会場	旧長野県大町北高等学校跡 地特設スポーツクライミン グ会場	

(変更理由)

中央競技団体正規視察の結果を踏まえ、競技会開催予定施設の規模等を精査した結果、競技会開催予定施設を変更する必要が生じたため。

報告事項1 1 (3)

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて、第82回国民スポーツ大会および第27回全国障害者スポーツ大会(以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。)に参加することで、開催気運を盛り上げるとともに、県民総参加の信州やまなみ国スポ・全障スポをめざす。

あわせて、長野県の歴史や文化・スポーツ・自然・食等のあらゆる魅力について全国へ発信する。

2 事業内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備(実行)委員会が認めたものとする。

- (1) スポーツに関する文化・芸術事業
- (2) 長野県の自然や歴史、伝統、文化等を発信する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

3 事業実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、長野県および特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 長野県内の市町村
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等(宗教団体、政治団体は除く)

4 実施期間

文化プログラムの実施期間は、原則として令和 10 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの期間とする。

5 開催地

文化プログラムは原則として長野県内で実施する。

6 経費負担

文化プログラムの実施に係る経費は、3に定める各事業の実施者が負担する。

報告事項1 1 (4)

第82回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 実施競技及び会場地市町村第3次選定

No.	実施競技	主管団体	市町村	開催予定施設
1	スポーツフェス ティバル	宮田村	宮田村	宮田村屋内運動場 他村内 20 施設
2	テコンドー	安曇野市テコンドー協会	安曇野市	ANCアリーナ (安曇野市総合体育館)
3	囲碁ボール	飯島町スポーツ推進委員会	飯島町	飯島町 飯島体育館
4	駅伝	伊那市スポーツ推進委員会	伊那市	伊那市陸上競技場
5	木ゾリ	一般社団法人 日本木ゾリ協会	長野市	長野市 づなっち広場
6	フロアホッケー	特定非営利活動人 日本フロアホッケー連盟	長野市	ホワイトリング (真島総合スポーツアリーナ)
7	ボルダリング	オブセオープンオアシス	小布施町	OBUSE OPEN OASIS (小布施総合公園スポーツ コミュニティセンター)
8	カーリング	御代田町スポーツ協会	御代田町	カーリングホールみよた
9	日本拳法	日本拳法長野県連盟	筑北村	筑北村本城体育館
10	飯綱町スポーツ レクリエーショ ン	飯綱町公民館	飯綱町	飯綱町ふれあいパーク
11	ボッチャ	富士見町	富士見町	富士見町町民センター
12	バイアスロン	長野県バイアスロン連盟	白馬村	スノーハープ (白馬クロスカントリー競技 場)
13	ヒップホップ ダンス	MHS Hip Hop Dance School	白馬村	白馬村 ウイング 21 アリーナ
14	ニュースポーツ イベント	山形村教育委員会	山形村	山形村農業者トレーニング センター 山形村ふれあいドーム 他

※選定経過

- ○1次選定 2競技 (R6.2.8):マレットゴルフ、少林寺拳法
- ○2次選定 4競技 (R6.7.26):スポーツウエルネス吹矢、チャレンジフェスティバル、 スマートフェンシング、森林セラピー

○3次選定 14 競技

計 20 競技 (予定)

第 13 回常任委員会 令和7年2月12日決定

第82回国民スポーツ大会 自衛隊協力要請基本方針(案)

1 趣旨

第82回国民スポーツ大会の運営に万全を期するため、自衛隊に協力を要請することとし、その基本的事項を定めるものとする。

2 協力要請の範囲

協力を要請する範囲は、競技会の運営に関する次の事項を基本とする。

- (1) 通信に関すること
- (2) 輸送に関すること
- (3) 医療及び救急に関すること
- (4) 会場内外の整理に関すること
- (5) その他競技会の運営に関すること

3 協力要請期間

協力要請期間は、協力要請業務の遂行上必要な期間とする。

4 協力要請手続

協力要請の手続きは、次により進めるものとする。

(1)協力要請計画書案の提出

協力を要請する会場地市町村は、関係競技団体と協議・調整のうえ、協力要請計画書案を作成し、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備(実行)委員会(以下「県準備(実行)委員会」という。)に提出する。

(2)協力要請計画書の作成

県準備(実行)委員会は、4(1)の協力要請計画書案について、自衛隊及び会場地市町村と協議・調整の上、協力要請計画書を作成する。

(3) 協力要請

協力要請計画書に基づき、県準備委員会会長は防衛大臣に対し、協力を要請する。

(4) 協定締結

県準備(実行)委員会は、協力要請後、自衛隊と協力に関する協定を締結する。

5 業務分担

県準備(実行)委員会と会場地市町村との業務分担は、概ね次によるものとする。

- (1) 県準備(実行)委員会が分担する業務
 - ア 自衛隊及び関係機関との連絡、調整並びに協力要請計画書の作成
 - イ 自衛隊への協力要請及び協定締結
 - ウ 全般的な協力要請に係る自衛隊への物品の提供及び便宜供与
- (2)会場地市町村が分担する業務
 - ア 関係競技団体との連絡、調整及び協力要請計画書案の作成
 - イ 協定締結に基づく競技種目別覚書の交換
 - ウ 自衛隊との細部事項に係る連絡及び調整
 - エ 競技種目別協力要請業務に係る自衛隊への物品の提供及び便宜供与

6 経費負担区分

県準備(実行)委員会及び会場地市町村は、前項の業務分担に基づき必要な経費をそれぞれ負担する。

7 その他

この方針に定めるもののほか、自衛隊への協力要請に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

報告事項1 1 (6)

第 13 回常任委員会 令和 7 年 2 月 12 日決定

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針(案)

第82回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第27回全国障害者スポーツ大会(以下「全障スポ」という。)における警備・消防防災対策及び大規模災害・突発重大事案対策については、安全かつ円滑な両大会の運営に向けて万全を期すよう、この基本方針により実施する。

1 警備・消防防災業務の推進

県及び会場地市町村は、警察、消防、医療等の関係機関及び団体等(以下「関係機関及び団体等」という。)と相互に緊密な連携のもと、警備・消防防災体制の確立を図り、警備・消防防災業務を推進する。

2 実施業務

- (1) 自主警備業務
 - ア 自主警備体制の確立に関すること。
 - イ 雑踏事故、事件等の防止に関すること。
 - ウ 交通誘導整理に関すること。
 - エ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。
- (2) 消防防災業務
 - ア 火災その他の災害予防に関すること。
 - イ 火災その他の災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防防災体制(救急・救助体制を含む。)の確立に関すること。
 - ウ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。
- (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務
 - ア発生に備えた連絡調整体制及び臨時組織体制の整備確立に関すること。
 - イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関すること。
 - ウ発生時の関係機関及び団体等との緊密な連携に関すること。

3 実施場所

- (1) 県
 - ア 国スポ及び全障スポ (以下「両大会」という。) における開・閉会式会場及び主催 する関連イベント会場並びにその周辺
 - イ 国スポにおける県外開催競技の競技会場、練習会場及び宿泊施設並びにその周辺
 - ウ 全障スポにおける競技会場、練習会場及び宿泊施設並びにその周辺
- (2) 会場地市町村
 - ア 国スポにおける競技会場、練習会場、宿泊施設及び主催する関連イベント会場並び にその周辺
 - イ 全障スポにおける競技会場、練習会場及び宿泊施設並びにその周辺

4 業務内容

(1) 両大会開催前

別記1「両大会準備期間中における実施細目」のとおり

(2) 両大会開催中

別記2「両大会開催期間中における実施細目」のとおり

(3) 全障スポにおける連携

上記別記1及び別記2の各実施細目に掲げる業務については、県が実施し、会場地市が協力して実施する。

5 その他

(1) 広域配宿に係る実施業務

国スポにおける広域配宿に係る実施業務については、広域配宿を実施する会場地市町村が県と連携を図り、当該配宿先を所管する関係機関及び団体等と協議し、必要な対策を推進する。

(2) 事件・事故防止対策及び防火防災対策の推進 県及び会場地市町村は、事件・事故防止対策及び防火・防災対策推進のため、関係機関 及び団体等に諸対策への協力を依頼する。

(3) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

「両大会準備期間中における実施細目」

業務内容

県及び会場地市町村が行う業務は、以下のとおりとする。

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱の作成
- イ 自主警備実施計画の作成
- ウ 自主警備体制の確立
- エ 実地踏査の実施
- オ 通信体制の確立
- カ 施設及び構造物の安全対策の推進
- キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
- ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(2) 消防防災業務

- ア 消防防災実施計画の作成
- イ 消防防災体制(救急・救助体制を含む)の確立
- ウ 実地踏査の実施
- エ 通信体制の確立
- オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼
- カ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備及び防火安全対策の推進
- キ 防火・防災意識の啓発活動の推進
- ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
- イ 情報収集・連絡体制の確立
- ウ 通信体制の確立
- エ 両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一 般観覧者の安全確保及び避難誘導体制の確立
- オ 救急・救助体制及び医療機関等の協力による救急搬送体制の確立
- カ 発生した場合の各種対策の周知

「両大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

- (1) 県実施本部に県警備消防防災本部を、会場地市町村実施本部に会場地市町村警備消防防災本部を置く。
- (2) 県警備消防防災本部は開・閉会式会場及び県外競技会場並びに必要に応じて全障スポ における競技会場に現地警備消防防災本部を、会場地市町村警備消防防災本部は必要に 応じて国スポにおける競技会場等に現地警備消防防災本部を置く。
- (3) 県実施本部及び会場地市町村実施本部は、大規模災害・突発重大事案が発生または発生の恐れがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。

2 業務内容

県及び会場地市町村が行う業務は、以下のとおりとする。また、県は会場地の消防防災活動状況の把握を行う。

- (1) 自主警備業務
 - ア 会場管理運営要綱及び施設管理規程に基づく会場管理
 - イ 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
 - ウ 通信手段の確保、運用
 - エ 両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一 般観覧者の案内及び誘導
 - オ 関係車両の案内、誘導、交通整理及び駐車場利用状況の把握
 - カ 入退場者管理(手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等)
 - キ 雑踏警備の実施
 - ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
 - ケ 会場施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理
 - コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
 - サ 迷子、遺失物等への対応
 - シ 関係機関及び団体等との緊密な連携
- (2)消防防災業務
 - ア 火災の警戒及び初期消火活動
 - イ 火災その他の災害情報の収集、伝達及び通報
 - ウ 会場定員管理
 - エ 会場等における消防用設備等の点検
 - オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼及び通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具等の配備
 - カ 通信体制の確保、運用
 - キ 救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
 - ク 火災その他の災害発生時における避難経路の確保及び両大会に参加する選手・監督、 役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者の避難誘導
 - ケ 関係機関及び団体等との緊密な連携
- (3) 大規模災害·突発重大事案対策業務
 - ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
 - イ 発生時における両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の 関係者並びに一般観覧者の安全確保及び避難誘導
 - ウ 発生時における緊急車両の誘導及び通行路の確保
 - エ 発生時における救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
 - オ 発生時における通信手段の確保、運用
 - カ 発生時における関係機関との緊密な連携
 - キ 発生時における県及び市町村災害対策本部等との連携(各対策本部等が設置された場合)

その他

令和6年度臨時総会 その他

実行委員会の設置について

1 趣旨

令和7年7月に、第82回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第27回全国障害者スポーツ大会(以下「全障スポ」という。)の開催が正式決定される予定であり、国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、「実行委員会」を設置する。(準備委員会を実行委員会に改組する。)

- ○国民スポーツ大会開催基準要項
 - 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会
 - (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する

2 実行委員会構成

(1) 名称変更

「第82回国民スポーツ大会 第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」を「信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会」に変更する。

(2)組織構成

現行の県準備委員会の総会、常任委員会及び各専門委員会を引き継ぐとともに、「募金・ 企業協賛推進委員会」「県外競技会運営委員会」を新たに設置する。

(3)委員構成

現行の県準備委員会委員に以下の団体等の代表者を追加する。(重複する団体は除く。)

- ・国スポデモンストレーションスポーツ競技関係機関及び団体
- ・全障スポオープン競技関係機関及び団体

3 スケジュール(案)

年	月	内 容				
	7 FI	・国スポ開催決定(開催地、会期)				
7月		・全障スポ開催決定※				
R 7		・準備委員会 常任委員会の開催				
8~9		・準備委員会 総会の開催	_	同日開催		
		・実行委員会 総会の開催(実行委員会の設置)				

※全障スポの会期は令和7年度中に決定(時期未定)